

【提案項目】

地域経済を担う小規模企業の経営力強化を促すため、小規模企業者等設備導入資金助成制度が廃止された後も、設備投資を経営面と金融面から一体的に支援できる制度を創設するとともに、同制度の廃止に伴い、地方に財政負担が生じないよう配慮すること。

【提案理由等】

本年6月に「小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律」が公布され、小規模企業が設備を導入するために必要な資金を無利子や低利で貸し付ける「小規模企業者等設備導入資金助成制度」が、平成26年度末をもって廃止されることとなった。

本制度は、資金基盤が脆弱な小規模企業を対象としており、金融面からの支援だけでなく、貸付け等を実行する中小企業支援センターが設備投資に関する助言を行うことで、経営面からも支援する重要な施策である。

本県においては、本制度による平成24年度の貸付け等実績額が平成23年度比で約138%となり、今年度も既に多くの申請があるなど、小規模企業からの需要は依然として高い。

本制度が廃止された後も、経営基盤が脆弱な小規模企業の経営力強化を地方が積極的に支援していくためには、費用負担を現行程度に抑えながら、小規模企業が設備の高度化や近代化を推進できる制度を国が創設する必要がある。

また、本制度の廃止後には、地方は、貸付金のうち国が負担する分として受け入れた補助金を返還することとなるが、時効の援用により不納欠損処理を行った場合など、法令により適正に処理した債権については、地方財政を悪化させないためにも、返還義務の免除が必要である。